

Bank Pay 取引における当金庫と電子決済等代行業者に係る契約内容の一部公表について

令和5年12月

静清信用金庫

静清信用金庫は、信用金庫法第85条の5第3項に基づき、Bank Pay 取引に係る信用金庫電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」）との契約内容の一部を公表いたします。

<契約内容>

以下のページをご参照ください。

- ・日本電子決済推進機構ホームページ掲載情報

<https://jeppo.jp/bankpay/dl/eg-dendaigyou.pdf>

<当金庫が契約を締結している電子決済等代行業者>

- ・株式会社NTTデータ

以上

